参考様式第5－1号

刈　農　第　６　９　４　号
令　和　7　年　2　月　5　日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

刈谷市長　稲　垣　　武

市町村名 （市町村コード）	刈谷市 （232106）
地域名 （地域内農業集落名）	小山地区 （小山・高津波・熊）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月12日 （第1回）

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

当地区は昭和37年に圃場整備事業、昭和49年に公害防除特別土地改良事業が実施された水田地帯である。地区内の担い手は1名で、その集積率は約69%である。農業者の高齢化・後継者不足等により自作農が減少している。水はけが悪く、転作作物や乾田直播に向かない土壌のため、作業効率が悪いことから、他地区からの入作も見込めない。また、冬期はパイプラインである農業用水路から水が来ないため、耕作全体に影響がある。

（2）　地域における農業の将来の在り方

水稲を主要作物としつつ、畦畔の除去や排水機能の向上などを行うことで効率的な営農が図れるように努め、担い手への集積・集約化を進める。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	65.8　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	65.8　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農業振興地域内の農用地区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、担い手へ農用地の集積・集約化を進める。

（2）農地中間管理機構の活用方針

現在地区内の貸借の内9割以上が基盤法による相対の利用権設定のため、目標地図に基づき、農地中間管理機構を活用した利用権設定に切り替え、農用地の集積・集約化を進める。

（3）基盤整備事業への取組方針

関係機関・団体と連携し、畦畔の除去による区画の整備等必要な圃場整備を行う。

（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針

圃場整備を進めることで、新規就農や他地域からの参入など多様な経営体の参入を図る。

（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農業支援サービスを行う事業体の情報を集約し、地域内で共有することで、作業委託を必要とする経営体が積極的に活用できる環境整備を行う。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携等	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

小山①

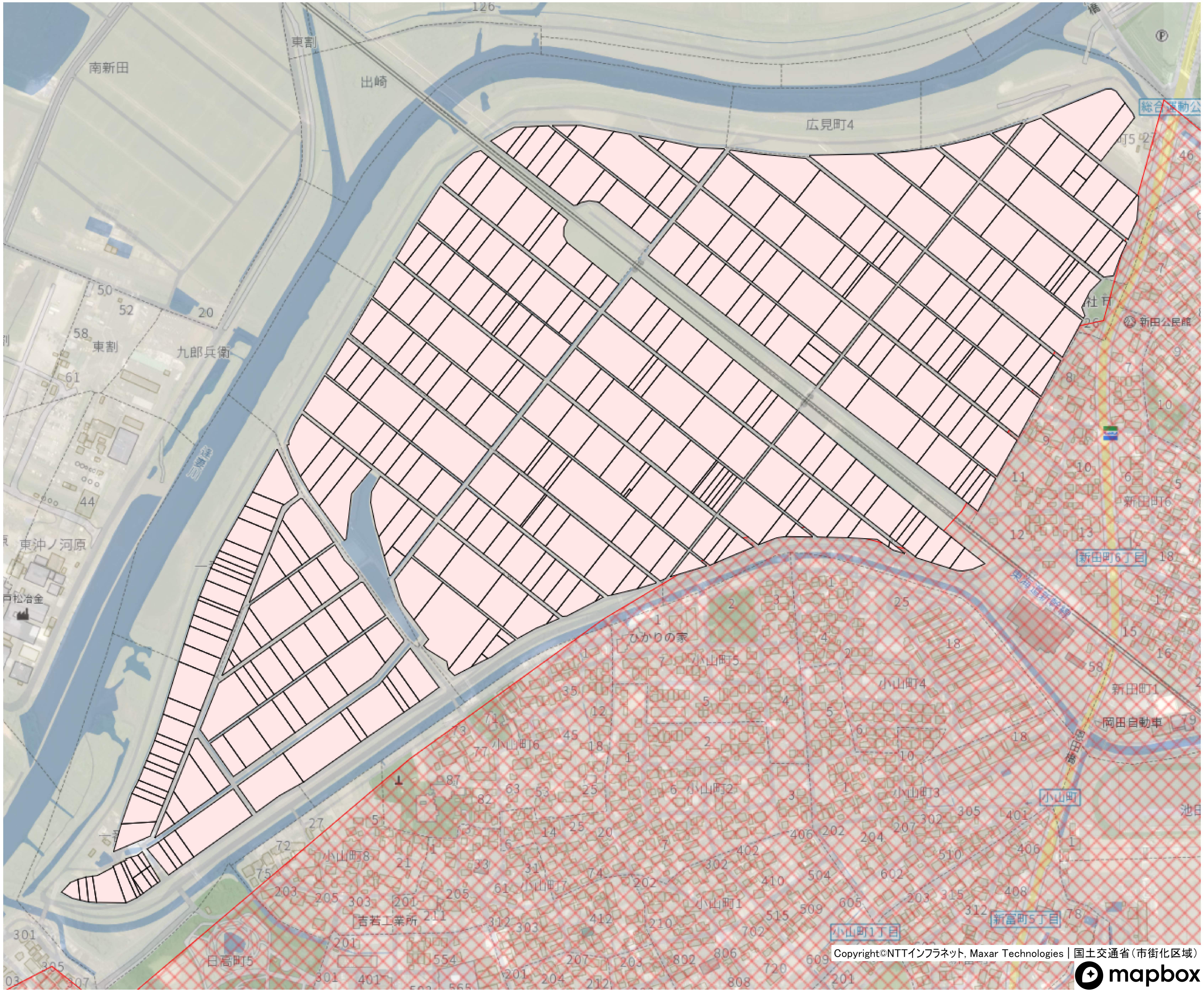
126
東割
南新田
出崎
広見町4
総合運動公
町5
46
50
52
20
58
東割
九郎兵衛
61
44
東沖ノ河原
松冶金
社
新田公民館
10
11
12
13
新田町6丁目
18
17
15
16
58
新田町1
岡田自動車
東海道新幹線
25
18
ひかりの家
小山町5
小山町4
35
12
45
小山町6
小山町2
小山町3
小山町
小山町8
小山町7
小山町1
小山町1丁目
新富町5丁目
吉若工業所
日高町5
305
401
406
510
602
504
402
302
410
203
315
408
312
605
509
515
702
806
802
808
720
609
201

Copyright©NTTインフラネット, Maxar Technologies｜国土交通省（市街化区域）

小山②

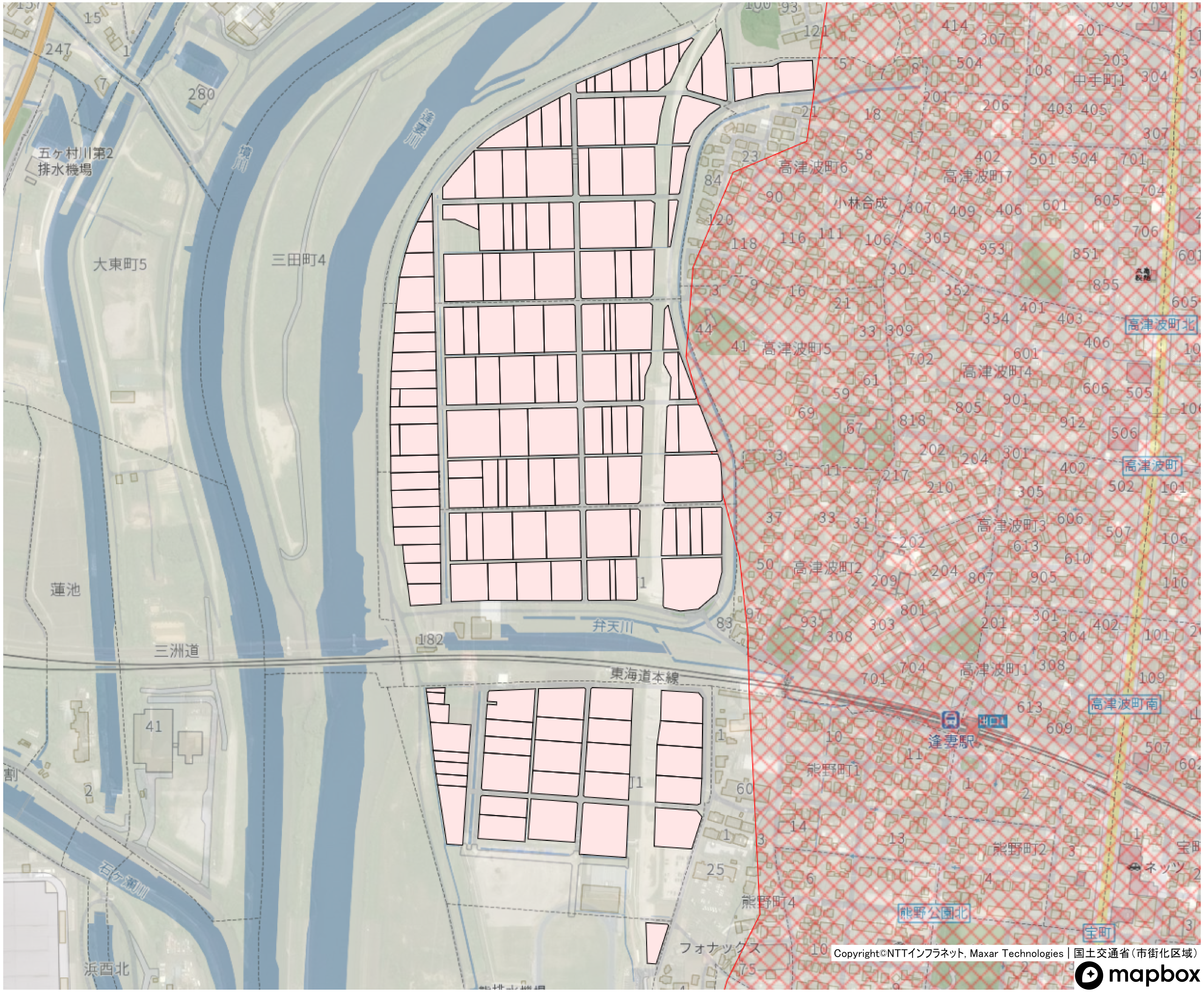
五ヶ村川第2
排水機場
大東町5
三田町4
蓮池
三洲道
浜西北
石ヶ瀬川
境川
逢妻川
弁天川
東海道本線
逢妻駅
高津波町6
高津波町7
高津波町5
高津波町4
高津波町3
高津波町2
高津波町1
高津波町北
高津波町
高津波町南
中手町1
小林合成
熊野町1
熊野町2
熊野町4
熊野公園北
宝町
ネッツ
フォナックス

Copyright©NTTインフラネット, Maxar Technologies｜国土交通省（市街化区域）

mapbox